

条例で定める基準等への適合状況

●年●月●日

届出者：株式会社●●

氏名：代表取締役 ○○ ○○

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

条例：群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例

規則：群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則

No.	チェック項目	届出者記入欄 ※基準等への適合状況を記載。 ※未適合の場合には、適合が完了する時期。	県確認欄
(経過措置)			
1	条例の施行の際現に再生資源物屋外保管業を行っている者である。 (条例附則4) 届出する事業場において、再生資源物保管業を開始した年月日を記載してください。 ※再生資源物の買取実績、売却実績のわかる書類の添付をお願いします。	☒ 適合：令和2年●月●日開始 ※帳簿の写しを添付します。 ☐ 不適合：	
(許可の基準)			
2	(容器を用いずに保管する場合) 保管物の高さが規則で定める高さを超えていない。 (条例第10条第2号)	☐ 適合： ☒ 不適合：令和9年3月までに計画的に売却し、適合させます。	
3	火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講じている。 (条例第10条第3号)	☒ 適合：仕切りがある。 ☐ 不適合：	
4	汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じている。 (条例第10条第4号)	☐ 適合： ☒ 不適合：雑品スクラップ・油が付着した金属スクラップの保管場所及び当該区画から発生した汚水が流れるおそれのある区画について、コンクリート舗装の工事を令和9年1月に実施する予定。また、排水溝及び油水分離槽をつなぐ排水溝の工事を令和9年2月に実施する予定。	
5	生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止するために必要な措置を講じている。 (条例第10条第5号)	☒ 適合：鋼板による囲いあり。重機の移動を時速10kmとしている。 ☐ 不適合：	
6	ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止するために必要な措置を講じている。 (条例第10条第6号)	☒ 適合：清掃を実施。必要に応じ殺虫剤等を散布。 ☐ 不適合：	
7	営業時間内は、外部から屋外保管等の状況が確認できる。 (条例第10条第7号)	☒ 適合：営業時間内は、門扉を開放している。 ☐ 不適合：	

8	事業場の周囲に囲いが設けられている。 (条例第8条第2号イ)	☒ 適合：鋼板による囲いあり。 ☐ 不適合：	
9	(保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造の場合) 当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であることを確認している。 (条例第8条第2号ロ)	☒ 適合：設置時に施工業者に相談し、素材を選定した。操業以降、囲いが倒れたことは無いため、構造耐力上安全と考えている。 ☐ 不適合：	
10	(汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合) 屋外保管等をする場所の底面が不浸透性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及び当該装置に接続している排水溝が設けられていること。 (条例第8条第2号ハ)	☐ 適合： ☒ 不適合：雑品スクラップ・油が付着した金属スクラップの保管場所及び当該区画から発生した汚水が流れるおそれのある区画について、コンクリート舗装の工事を令和9年1月に実施する予定。また、排水溝及び油水分離槽をつなぐ排水溝の工事を令和9年2月に実施する予定。	
11	届出者が条例第8条第3号イ～ヨのいずれにも該当しないこと。 (条例第8条第3号柱書)	☒ 適合：該当していない。 ☐ 不適合：	
(基準遵守義務)			
12	事業場を条例第8条第2号の基準に適合するように維持すること。 (条例第10条第1号)	☐ 適合： ☒ 不適合：コンクリート舗装及び油水分離槽の工事が完了後、基準に適合するよう、維持する。	
(標識の掲示)			
13	規則第14条で定める大きさ及び事項を記載した標識を事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、掲げること。また、規則第15条で定める場合を除き、ウェブサイトと同様の内容を掲載し、公衆の閲覧に供すること。 (条例第14条第1項)	【標識】 ☒ 適合：許可番号欄については、県から許可証が交付された後に記入する。 ☐ 不適合： 【ウェブサイト】 ☒ 適合：許可番号欄については、県から許可証が交付された後に記入する。 ☐ 不適合：	
(帳簿の作成及び保存)			
14	事業場ごとに帳簿を作成し、規則第15条で定める必要事項を記録し、規則第17条で定める方法で保存すること。 (条例第15条)	☒ 適合：作成し、保存している。 ☐ 不適合：	
(現場責任者)			
15	事業場に係る業務を適切に行うために、事業場ごとに現場責任者を置くこと。 (条例第16条)	☒ 適合：工場長 ○○ ○○ ☐ 不適合：	

構造維持管理基準への適合状況

●年●月●日

届出者：株式会社●●

氏名：代表取締役 ○○ ○○

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

〔 構造維持管理基準：群馬県再生資源物屋外保管事業場の構造及び維持管理等に関する基準 〕

No.	チェック項目	届出者記入欄 ※基準等への適合状況を記載。 ※未適合の場合には、適合が完了する時期。	県確認欄
(再生資源物屋外保管事業場の構造等に関する基準)			
1	事業場の周囲の囲いは、みだりに人が事業場内に立ち入るのを防止することができるようにするとともに、次に掲げる要件を備えたものであること。 イ 高さが二メートル以上あり、材質が波型の亜鉛メッキ鋼板又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。 ロ 出入口の門扉部分にあっては、高さが二メートル以上あり、かつ、施錠できるものであること。 ハ 事業場の内部を公開する目的で、囲いに透明とする部分が設けられている場合にあっては、透明とする部分の枠は、イに規定する材質であること。 (構造維持管理基準第4条第1号)	☒ 適合：以下のとおり。 ☐ 不適合： イ 保管物の荷重が直接囲いにかかる箇所については、構造耐力上安全であることを確認している。それ以外の箇所については、耐久性を有していないため、保管物を保管しない、又は、鉄箱等を用いて保管する。 ロ 門扉の高さが2m 無いため、防犯カメラ、有刺鉄線等で人が事業場に立ち入るのを防止する。 ハ 透明とする箇所は無い。	
2	再生資源物屋外保管事業場を管理するための次に掲げる設備が設けられていること。 イ 再生資源物の搬入及び搬出の状況を自ら監視することができ、かつ、帳簿の記載等を行うことができる事務所。 ロ 再生資源物の種類及び数量に応じた消火設備。 (構造維持管理基準第4条第2号)	☒ 適合：以下のとおり。 ☐ 不適合： イ ○○市○○の事業場内にある。 ロ 保管場所の近くに設置している。	
3	屋外保管等する場所の底面、油水分離装置及び排水溝は、次によること。 イ コンクリートやアスファルト等の不浸透性の材料で築造又は被覆されている床若しくは地盤面であること。 ロ 油水分離装置は、確実に油水を分離できる容量を有し、排水について、排水基準（別表第四）の「物質の種類又は項目」の欄に掲げる「生物化学的酸素要求量」、「化学的酸素要求量」、「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）」及び「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）」に適合させること。	☐ 適合： ☒ 不適合：以下のとおり。 イ 雑品スクラップ・油が付着した金属スクラップの保管場所及び当該区画から発生した汚水が流れるおそれのある区画について、コンクリート舗装の工事を令和9年1月に実施する予定。また、排水溝及び油水分離槽をつなぐ排水溝の工事を令和9年2月に実施する予定。 ロ 設置後、随時、吸着マットの交換や、ひしゃくでの汲取り等を行い、管理す	

	ハ 排水溝の構造は、排水が流出し、地下浸透又は滞留することなく回収できる構造とすること。 (構造維持管理基準第4条第3号)	る。汚水の流出が疑われた場合には、県・市の指導に従い、排水を分析する。 ハ 適切な勾配のある、コンクリート材質の排水溝を設置する。	
4	(容器を用いずに再生資源物の保管を行う場合、) 保管場所の囲いの内側に明瞭な線により保管の高さの上限を表示すること。保管場所の囲いがない場合には、上限の数値を記載した標識を掲示すること。 (構造維持管理基準第4条第4号)	☒ 適合：表示している。 ☐ 不適合：	
5	床面に幅30ミリメートル以上の視認性の高い実線により、保管場所を明確に区切ること。ただし、保管場所の囲いがある部分については、この限りでない。 (構造維持管理基準第4条第5号)	☒ 適合：表示している。 ☐ 不適合：	
6	容器を用いずに再生資源物の保管を行う場合にあっては、外部から保管場所への雨水の流入を防止するための措置が講じられていること。 (構造維持管理基準第4条第6号)	☒ 適合：鋼板による囲いあり。 ☐ 不適合：	
7	騒音及び振動を、敷地境界において騒音基準(別表第一)及び振動基準(別表第二)に適合させるための設備を設置すること。 (構造維持管理基準第4条第7号)	☒ 適合：鋼板による囲いあり。 ☐ 不適合：	
8	再生資源物屋外保管事業場から、悪臭が生ずるおそれがある場合にあっては、敷地境界において悪臭基準に適合させるための脱臭施設を設置すること。 (構造維持管理基準第4条第8号)	☒ 適合：悪臭を発生させるおそれがあるものは取り扱わない計画。 ☐ 不適合：	
9	再生資源物屋外保管事業場から、粉じんが生ずるおそれがある場合にあっては、集じん設備及び湿潤設備を設置すること。 (構造維持管理基準第4条第9号)	☒ 適合：金属スクラップの圧縮施設のため、粉じんは発生しない計画。 ☐ 不適合：	
10	再生資源物の破碎等の用に供する設備は、非常時に安全に停止できる構造であること。 (構造維持管理基準第4条第10号)	☒ 適合：圧縮施設は、非常ボタンを押すことで停止する構造。 ☐ 不適合：	
11	再生資源物の破碎等を行う場所は、次に掲げる設備が設けられていること。 イ 破碎等を行う再生資源物の区分及び数量並びに処分方法に応じた設備 ロ 破碎等を行う再生資源物の保管設備 ハ 破碎等を行う再生資源物の設備であって、粉じんの飛散のおそれのあるものにあっては、集じん設備等 ニ 再生資源物の破碎等に伴い生ずる汚水又は油が生ずるおそれがある場合にあっては、次に掲げる設備 (イ) 排水が流出し、地下に浸透し、又は滞留することなく回収できる設備(以下「排水溝」という。)	☐ 適合： ☒ 不適合： イ 適切な設備を設けている。 ロ 保管場所有。 ハ 金属スクラップの圧縮施設のため、粉じんは発生しない計画。 ニ 洗浄に伴い汚水が発生する。 (イ) 排水溝の設置工事を令和9年2月に実施する。	

	(ロ) 排水を次に掲げる基準又は値に適合させるための処理設備（以下「排水処理設備」という。） a 排水を公共用水域に放流する場合は、排水基準（別表第四） b 排水を地下に浸透させる場合は、排水基準（別表第四）の「物質の種類又は項目」の欄に掲げる「カドミウム及びその化合物」から「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」までの物質について検出されないこと、及びそれ以外の物質については許容限度） c 排水を下水道に排除する場合は、下水道法又は排除する下水道の管理者が定めた物質について、下水道法又は排除する下水道の管理者が定めた値	(ロ) 排水処理設備の設置工事を令和9年2月に実施し、排水が「a」に適合するように管理する。	
（再生資源物屋外保管事業場の維持管理に関する基準）			
12	標識は、その内容に変更があった場合は、速やかに変更するとともに、常に見やすい状態にしておくこと。 （構造維持管理基準第5条第1号）	☒適合：鋼板による囲いあり。変更が生じた場合には、都度、記載内容を更新する。 ☐不適合：	
13	門扉にあっては、一日の営業終了後閉鎖し、施錠すること。 （構造維持管理基準第5条第2号）	☒適合：営業終了後閉鎖し、施錠する ☐不適合：	
14	油水分離装置、消火設備等及び排水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 （構造維持管理基準第5条第3号）	☒適合：定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに修理する。 ☐不適合：	
15	（フロン類が含まれている再生資源物の屋外保管等を行う場合、）当該フロン類を大気中に発散させないこと。 （構造維持管理基準第5条第4号）	☒適合：フロンが含まれる再生資源物は解体せず、売却する。 ☐不適合：	
（営業時間）			
16	営業時間について、原則として午後9時から翌日午前6時までの間に行わないこと。 （構造維持管理基準第6条第1号）	☒適合：営業時間は「9時～12時、13時～17時」とする。 ☐不適合：	
17	営業時間について、原則として一日あたり10時間を超えて行わないこと。 （構造維持管理基準第6条第2号）	☒適合：営業時間は「9時～12時、13時～17時」とする。 ☐不適合：	
18	営業時間について、原則として連続して六日を超えて行わないこと。 （構造維持管理基準第6条第3号）	☒適合：営業日は「月曜日～金曜日」とする。 ☐不適合：	
19	営業時間について、原則として日曜日その他の休日には行わないこと。 （構造維持管理基準第6条第4号）	☒適合：営業日は「月曜日～金曜日」とする。 ☐不適合：	